

むつ市コモンズ協定認可要領

令和 2年 3月16日
むつ市告示第32号

(目的)

第1条 本要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第109条の2第1項に規定する立地誘導促進施設協定（以下「コモンズ協定」という。）の認可に関し、必要な事項を定める。

(コモンズ協定の認可の申請)

第2条 法第109条の2第3項において準用する法第45条の2第4項の規定によるコモンズ協定の認可を受けようとする者は、コモンズ協定認可申請書（様式第1号）の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) コモンズ協定書
- (2) コモンズ協定締結の理由を記載した書面
- (3) 法第109条の2第2項第1号に規定する立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）を示す図面
- (4) 申請者がコモンズ協定の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 土地所有者等（法第109条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の一覧（住所、氏名、権利の種別及び権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面）
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 法第109条の2第3項において準用する法第45条の2第3項に規定する協定区域隣接地（以下「協定区域隣接地」という。）を定める場合には、当該協定区域隣接地の区域を示す図面
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第48項の課税標準の特例を受ける場合には、都市再生推進法人であることを証明する書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

2 市長は、前項の申請を認可したときは、その旨を公告し、かつ、コモンズ協定を都市整備部都市計画課に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

(コモンズ協定の変更又は廃止の認可の申請)

第3条 法第109条の2第3項において準用する法第45条の5第1項又は法第45条の9第1項の規定によるコモンズ協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、コモンズ協定変更(廃止)認可申請書(様式第2号)の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる図書(コモンズ協定を変更しようとする場合においては、第7号に規定する書類を除き、廃止しようとする場合においては、第1号、第3号及び第8号に規定する書類を除く。)を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 変更後のコモンズ協定書
- (2) コモンズ協定の変更又は廃止の理由を記載した書面
- (3) 変更した協定区域を示す図面
- (4) 申請者がコモンズ協定の変更又は廃止の認可申請に係る代表者であることを証する書面
- (5) 土地所有者等の一覧(住所、氏名、権利の種別及び権利の目的となっている土地・建築物の所在地を記載した書面)
- (6) 変更又は廃止に係る部分の土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 土地所有者等の過半数の合意があったことを証する書面
- (8) 協定区域隣接地を定めている場合には、変更した協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める図書

2 前条第2項の規定は、前項の変更の認可について準用する。

3 市長は、前項の申請を認可したときは、その旨を公告しなければならない。

(コモンズ協定に係る許可の通知)

第4条 市長は、第2条第1項又は前条第1項の認可をしたときは、当該認可を受けた者に対しコモンズ協定認可通知書(様式第3号)又はコモンズ協定変更(廃止)認可通知書(様式第4号)によりその旨通知するものとする。

(協定区域内の借地権消滅等届)

第5条 法第109条の2第3項において準用する法第45条の6第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届(様式第5号)に協定区域から除かれるべき事実が生じたことを証する書類及び当該土地の位置を表示した図面を添えて市長に提出するものとする。

(コモンズ協定加入届)

第6条 法第109条の2第3項において準用する法第45条の8第1項又は第2

項の規定によりコモンズ協定に加わろうとする者は、コモンズ協定加入届（様式第6号）に土地の登記簿謄本及び土地の位置を表示した図面を添えて、市長に提出するものとする。

（一人コモンズ協定の効力発生届）

第7条 法第109条の2第3項において準用する法第45条の11第4項の規定により当該コモンズ協定が効力を有することとなったときは、同条第2項の規定による認可を受けた者は、一人コモンズ協定効力発生届出（様式第7号）に新たに土地所有者等となった者の土地又は建築物の登記簿謄本及び土地又は建築物の位置を表示した図面を添えて市長に提出するものとする。

（コモンズ協定への参加のあっせんの申請）

第8条 法第109条の3第1項の規定により、市長に対しコモンズ協定への参加に係る協定区域隣接地の区域内の土地所有者等の承諾を得るために必要なあっせんを行うべき旨を申請しようとする者は、コモンズ協定あっせん申請書（様式第8号）の正本及び副本にコモンズ協定に係る土地所有者等の全員の合意があったことを証する書面並びにコモンズ協定への参加を求める協定区域隣接地の区域及び位置を示す図面を添えて市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。